

特別障害者手当

- ◎次に該当する方は支給されません。（受給中の方は資格喪失・支給停止になります。）
- ・施設に入所している方
 - ・病院などに3ヶ月以上入院している方
 - ・本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある方
 - ・原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります
- ◎手続きに必要なもの
- ①認定請求書・②所定の診断書・③所得状況届・④承諾書・⑤振込口座申出書、身体障害者手帳等（所持されている方のみ）、預金通帳、個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、本人確認書類（運転免許証等）
- ※本人が年金を受給している場合は、年金手帳又は年金証書及び公的年金源泉徴収票等の前年受領額、年金番号がわかるものが必要です

障害児福祉手当

- ◎次に該当する方は支給されません。（受給中の方は資格喪失・支給停止になります。）
- ・施設に入所している方
 - ・障害を支給事由とする公的年金等を受給している方
 - ・本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある方
- ◎手続きに必要なもの
- ①認定請求書・②所定の診断書・③所得状況届・④承諾書・⑤振込口座申出書、身体障害者手帳等（所持されている方のみ）、児童の預金通帳、個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、本人確認書類（運転免許証等）

諫早市中心身障害児福祉手当

- ◎資格のある人は・・・ 身体障害者手帳等級3級以上、または療育手帳判定時に知能指数が50以下、または精神障害者保健福祉手帳等級2級以上の障害を有する児童の保護者で、1年以上市内に住所を有する方
- ◎手続きに必要なもの
- ①支給申請書・②身体障害者手帳等・③申出書（療育手帳の方のみ）・④支払金融機関指定申出書、保護者の預金通帳

特別児童扶養手当

- ◎次のような場合は支給されません。（受給中の方は、資格喪失・支給停止になります。）
- ・児童が児童福祉施設に入所している場合
 - ・児童が障害を理由として公的年金を受けられることができる場合
 - ・受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
- ◎手続きに必要なもの
- ・特別児童扶養手当認定請求書
 - ・児童の就学状況についての申立書

■手当・年金・貸付

- ・医師の診断書（申請日から2ヵ月以内の診断日のもの）
- ・戸籍謄本（申請日から1ヵ月以内の発行のもの）
- ・同一住所地の居住者等に係る申立書
- ・保護者の預金通帳
- ・個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）
- ・本人確認書類（運転免許証等）

参考：特別児童扶養手当の受給資格の目安は、次のとおりです。なお、所定の診断書により判定されるため、症状や障害があっても特別児童扶養手当等の等級に該当しない場合があります。

- ・身体障害者手帳の1級から3級（4級の一部）程度
- ・療育手帳 A1からB1（B2の一部）程度
- ・そのほか、精神障害や内臓疾患などで日常生活に著しい制限を受ける場合

児童扶養手当

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

- ◆ ひとり親家庭などで、次のいずれかに当てはまる18歳到達後最初の3月31日までにある児童（一定の障害を有する場合は20歳未満）を監護している父又は母、又はその母や父に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が不明な児童
- ⑤ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ その他（遺棄されている児童など）

◇ 公的年金等を受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できます。

支給額 (月額)	児童1人の場合	全額支給 43,070円 一部支給 43,060円～10,160円
	児童2人の加算	全部支給 10,170円 一部支給 10,160円～5,090円
	児童3人目以降の加算 (1人あたり)	全部支給 6,100円 一部支給 6,090円～3,050円
支給月		令和2年から年6回に変更 1月・3月・5月・7月・9月・11月

■所得による制限

請求者本人及び同居する扶養義務者の所得が一定以上あるときは、手当の一部又は全部が支給されません。※一部支給額は請求者の所得に応じて、10円きざみで設定されます。

◎次に該当する方は支給されません

- ・児童が児童福祉施設に入所している方

◎手続きには、認定請求書・戸籍謄本・住民票謄本・預金通帳・その他請求に必要な様式等が必要です。

〔問い合わせ 子育て支援課・各支所地域総務課〕

障害基礎年金

- ◆ 障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。

1 受給要件

次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

(1)初診日に、年金に加入していること

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入している必要があります。

(2)一定の障害の状態にあること

障害認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。

(3)保険料納付要件を満たしていること

初診日の前日に一定期間の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。

2 請求手続き

障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。

【請求手続き先】

障害基礎年金（国民年金）

→ 諫早市役所保険年金課、各支所地域総務課

障害厚生年金

→ 諫早年金事務所

3 問合せ先は『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

050 から始める電話でおかけになる場合は **03-6700-1165**

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】

月 曜 日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

（ お問い合わせ 国民年金加入者は 諫早市保険年金課・各支所地域総務課
厚生年金加入者は 諫早年金事務所 25-1663
又は加入事業所所在地の年金事務所 ）

心身障害者扶養共済制度

- ◆ 障害のある方を扶養している保護者の方が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一のことがあったときに、残された障害のある方に終身一定の年金を支給する制度です。

◎障害のある方の範囲

- ①知的障害
- ②身体障害者手帳が1級から3級までに該当する障害
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度

◎保護者の要件

- ①県内に住所があること
- ②65歳未満であること(加入時の年度の4月1日時点)
- ③特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

◎年金の給付

加入者が、障害のある方の生存中に、死亡または重度障害状態となった場合

- ① 1口加入のとき 月額20,000円
- ② 2口加入のとき 月額40,000円

※1年以上加入した後、加入者の生存中に、障害のある方が死亡されたときは、弔慰金が支給されます。

掛金の額は

(令和4年4月現在)

加入時の年齢	35歳未満	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
掛金月額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

・掛金の額は、加入時の年齢（4月1日時点の加入者の年齢）で固定されます。

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

生活福祉資金貸付制度

- 基本要件：①世帯単位への貸付
 ②民生委員・児童委員への相談が前提
 ③他制度優先
 （母子父子寡婦福祉資金貸付金、日本学生支援機構奨学金など）
 ④購入及び支払い済みの経費は対象外

- 資金の種類：種類ごとに、貸付条件や限度額、利子、償還年数などが異なる
 ①総合支援資金
 ②福祉資金
 ③教育支援資金
 ④不動産担保型生活資金
 ⑤臨時特例つなぎ資金

- 貸付利子：無利子または年利1.5%
 ただし、不動産担保型生活資金については、年利3%又は、長期プライムレートのいずれか低い方

償還方法：月賦、半年賦または年賦償還となります。

連帯保証人：原則として1名の連帯保証人が必要です。

- 利用できる世帯：①一定の所得額（生活保護基準額の概ね1.7倍程度まで）以下の世帯
 （生活保護を受給している家庭は予め保護課にご相談ください）
 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。もしくはその方のいる世帯
 ③65歳以上の日常生活上療養又は介護を要する高齢者のいる世帯

※世帯（世帯主）が下記に該当する場合は、申込みの対象とならない場合があります。

- ①未成年者（婚姻届が提出されている者を除く）
- ②外国人（外国人登録をしており、現住地に6ヶ月以上居住し、かつ永住見込みがある者を除く）
- ③生活保護世帯
- ④高齢者世帯（子どもと同居しているかどうかで、債務設定が異なります）
- ⑤ひとり親寡婦世帯（原則として母子父子寡婦福祉資金が優先です）
- ⑥保護観察中の者
- ⑦債務整理中の者及び自己破産者
- ⑧住民票上の住所地と現住所が異なる者

※詳しくは諫早市社会福祉協議会にお問い合わせください

〔申込み・問い合わせ 諫早市社会福祉協議会 24-5100〕